公益社団法人　認知症の人と家族の会

静岡県支部　藤枝分会『ほっと会』会則

第１条（名　称）　　本会は、(公社)認知症と家族の会、静岡県支部藤枝分会「ほっと会」

と称する。

第２条（事務局）　　本会は事務局を代表宅に置く。

第３条（目　的） 　本会は認知症に関する正しい知識の普及と介護家族への相談及び援

助を行うことにより、認知症患者と介護家族の精神的負担の軽減を

計り以って福祉増進に寄与することを目的とする。

第４条（事　業）　　本会は前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

　　　　　　　　　　定例会を原則として毎月1回、家族の集い、電話による相談事業、会報の発行、研修会、施設見学、講演会、交流会、福祉諸行事参加等、　その他必要な事業を行う。

第５条（会　員）　　本会の目的・事業に賛同して入会した個人及び団体とする。

第６条（役　員）　　本会の役員は、代表、副代表、事務局長、会計、監査、相談役、及

び顧問とする。なを、会員増加に伴い必要に応じ役員の人数および

役職を追加、変更することもある。

第７条（経　費）　　本会は、会費、寄付金、およびその他を以って当てる、会員は会費

として一人当たり月額４００円、年額４，８００円とする。納入方

法については、１２月分までと、６月分までの２回にわけて、納入

すること。（但し途中入会者については当該月分からとする。）

第８条（会計年度）　本会の会計年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。

第９条（総　会）　　本会は、毎年一回７月に通常総会を開催し、あわせて会計報告をお

こなう。

第１０条（監　査）　 本会は、会計監査二名を定例会において選出し、会計の監査を行う。

附　則　（１）会則の改定は定例会の承認を必要とする。

　　　　（２）本会則は平成２１年５月１１日制定し、即日実施する。